

特別振替機関の監督に関する命令等の一部を改正する命令

目次

本則

特別振替機関の監督に関する命令（平成十四年^{内閣府}法務省令第一号）（第一条関係）…………… 1

口座管理機関に関する命令（平成十四年^{内閣府}法務省令第二号）（第一条関係）…………… 2

加入者保護信託に関する命令（平成十四年^{内閣府}法務省令第四号）（第二条関係）…………… 3

附則

…………… 4

特別振替機関の監督に関する命令（平成十四年^{内閣府}法律第^{財務省}一〇九号）（第一条関係）

改正案

現行

<p>（短期社債等の発行残高に係る情報の提供）</p> <p>第四十四条 特別振替機関は、振替口座簿に記載され、又は記録されている短期社債、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百二十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債、保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項に規定する特定短期社債及び短期外債（以下この条において「短期社債等」という。）について、次に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により公衆に提供しなければならない。ただし、当該短期社債等の取得の申込みの勧誘が私募（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）により行われる場合については、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（短期社債等の発行残高に係る情報の提供）</p> <p>第四十四条 特別振替機関は、振替口座簿に記載され、又は記録されている短期社債、保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項に規定する特定短期社債及び短期外債（以下この条において「短期社債等」という。）について、次に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により公衆に提供しなければならない。ただし、当該短期社債等の取得の申込みの勧誘が私募（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）により行われる場合については、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p>
---	--

改正案	現行
<p>（上位機関としての口座管理機関から除かれる者）</p> <p>第一条 社債等の振替に関する法律（以下「法」という。）第四十四条第一項（各号列記以外の部分に限る。）及び第二項に規定する主務省令で定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第四十四条第一項第十二号に掲げる者</p> <p>二 法第四十四条第一項第十四号に掲げる者（同項の規定により口座を開設する者が同号に該当する者である場合を除く。）</p> <p>（口座管理機関となることができる者）</p> <p>第二条 法第四十四条第一項第十三号に規定する主務省令で定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第三十項</u>に規定する証券金融会社</p> <p>二 （略）</p> <p>三 <u>金融商品取引法施行令</u>（昭和四十年政令第三百二十一号）<u>第一条の九第四号</u>に掲げる者</p>	<p>（上位機関としての口座管理機関から除かれる者）</p> <p>第一条 社債等の振替に関する法律（以下「法」という。）第四十四条第一項（各号列記以外の部分に限る。）及び第二項に規定する主務省令で定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第四十四条第一項第十三号に掲げる者</p> <p>二 法第四十四条第一項第十五号に掲げる者（同項の規定により口座を開設する者が同号に該当する者である場合を除く。）</p> <p>（口座管理機関となることができる者）</p> <p>第二条 法第四十四条第一項第十四号に規定する主務省令で定める者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 <u>証券取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第三十二項</u>に規定する証券金融会社</p> <p>二 （略）</p> <p>三 <u>証券取引法施行令</u>（昭和四十年政令第三百二十一号）<u>第一条の九第四号</u>に掲げる者</p>

加入者保護信託に関する命令（平成十四年^{内閣府}財務省令第四号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>（負担金の支払の方法）</p> <p>第十三条 振替機関は、信託事務年度ごとに、その業務規程の定めるところにより、当該振替機関及びその下位機関である口座管理機関（法第四十四条第一項第十四号に掲げるものを除く。以下この条及び次条において「振替機関等」という。）のそれぞれが法第六十三条第一項の規定に基づき負担すべき負担金の額、支払期限及び支払方法を定め、これを当該口座管理機関に周知しなければならない。</p> <p>254（略）</p>	<p>（負担金の支払の方法）</p> <p>第十三条 振替機関は、信託事務年度ごとに、その業務規程の定めるところにより、当該振替機関及びその下位機関である口座管理機関（法第四十四条第一項第十五号に掲げるものを除く。以下この条及び次条において「振替機関等」という。）のそれぞれが法第六十三条第一項の規定に基づき負担すべき負担金の額、支払期限及び支払方法を定め、これを当該口座管理機関に周知しなければならない。</p> <p>254（略）</p>

附 則

この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。